

死亡後に必要な主な手続き

(手続き期限が早く来る順)

Ⓐ=印鑑

Ⓑ=住民票

Ⓒ=戸籍謄本

Ⓓ=死亡診断書

手続きの種類	内容	手続き期限	手続き先	必要な書類等
健康保険証の返納 および埋葬料の 支給申請	故人が健康保険の加入者および 扶養家族だった場合。埋葬料の 申請支給も同時に行う。	死後できるだけ早く。 死亡日の翌日から扶養 家族の保険証も使えな くなる。	勤務先または管轄 の 社会保険事務所・ 健康保険組合	Ⓐ、健康保険証 Ⓓのコピー 振込先口座番号
国民健康保険証の 返納および 葬祭費の支給申請	故人が国民健康保険の加入者およ び扶養家族だった場合。葬祭費の 支給申請も同時に行う。	死後14日以内	市区町村役所	Ⓐ、健康保険証 Ⓓのコピー 葬儀費用の領収書や 会葬礼状、振込先口座番号
世帯主変更届の提出	故人が世帯主だった場合。 母子家庭になった場合は、児童扶 養手当認定請求書も同時に提出。	死後14日以内	市区町村役所	Ⓐ 新しい世帯主の身分証明書
遺族の国民健康保険 加入手続き	故人が健康保険加入者で 遺族がその扶養家族だった場合。	死後14日以内	市区町村役所	Ⓐ、遺族の身分証明書、 故人の勤務先からの健康保険 等 資格喪失証明書か退職証明証
介護保険と 資格喪失届	故人が65歳以上および 介護保険資格者だった場合	死後14日以内	市区町村役所	介護保険証
年金受給停止の手続き	故人が年金受給者だった場合	死後できるだけ早く (死亡翌月以降に受給 したものは必ず返金す る)	管轄の社会保険 事務所または 市区町村役所	Ⓓのコピー 年金手帳 年金受給権者死亡届
電気・ガス・水道の 名義変更	故人が世帯主だった場合。 料金引き落とし口座が故人名義 だった場合は、その変更も行う	死後できるだけ早く	所轄の営業所	名義変更のみは 電話でも可能
電話の名義変更	故人が世帯主だった場合。 料金引き落とし口座が故人名義 だった場合は、その変更も行う	死後できるだけ早く	所轄の営業所	Ⓐ 新しい名義人のⒸ(抄本でも 可) Ⓓのコピー
賃貸住宅の名義変更	故人が世帯主だった場合	死後できるだけ早く	不動産会社等	Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、 新しい世帯主の所得証明書等
老人医療受給者証の 返納	故人が75歳以上だった場合	死後できるだけ早く	市区町村役所	Ⓐ 老人医療受給者証
パスポートの返納	故人が所有していた場合	死後できるだけ早く	都道府県の旅券課	パスポート Ⓓのコピー
クレジットカードの返 却	故人が所有していた場合。 利用代金の未納などがれば 遺族が清算する	死後できるだけ早く	カード会社	電話連絡をして 必要な手続きを取る
預貯金の名義変更	故人名義の口座があった場合	遺産相続確定後	各銀行 ゆうちょ銀行等	預貯金通帳、相続人全員のⒸ と 印鑑証明書、除籍謄本 遺産分割協議書等
故人の所得税の 準確定申告	故人が自営業だった場合。 医療費控除や住宅借入金特別控除 などを受ける場合。	死後4か月以内	所轄の税務署	相続人全員のⒶ、準確定申告 書、 源泉徴収票、控除となる領収 書や証明書、申告者の身分証 明書
高額医療費の還付申請	故人の医療費の自己負担額が 一定額(所得により異なる)を 超えた場合。	医療費支払い日から 2年以内	市区町村役所 あるいは加入して いる健康保険組合	Ⓐ、健康保険証、医療機関の 領収書、案内のハガキ(ある 場合)、振込先口座番号
生命保険の 死亡保険金の 支払い申請	故人が加入していた場合	死後3年以内 (共済や傷害保険会社 の生命保険は2年以内)	各保険会社	Ⓐと印鑑証明、受取人のⒸ、 Ⓓ、故人の除籍謄本、 生命保険証券
公的年金で遺族が 受給申請するもの (寡婦年金、遺族年 金、死亡一時金等)	一定条件を満たしている場合	死後5年以内 (死亡一時金は2年以 内)	市区町村役所 あるいは勤務先か 所轄の社会保険 事務所	Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓの写し 故人と請求者の年金手帳 請求者の所得証明書 振込先口座番号等